

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

法令名	発達障害者支援法	根拠条項	第14条第1項	資料番号	12	担当課	障がい福祉課
				許認可等の内容		発達障害者支援センターの指定	
<p>○発達障害者支援法 (平成16年法律第167号)</p> <p>(発達障害者支援センター等)</p> <p>第14条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であつて当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者 (以下「発達障害者支援センター」という。) に行わせ、又は自ら行うことができる。</p> <p>(1) 発達障害の早期発見、早期の発達支援等に資するよう、発達障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。</p> <p>(2) 発達障害者に対し、専門的な発達支援及び就労の支援を行うこと。</p> <p>(3) 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し発達障害についての情報提供及び研修を行うこと。</p> <p>(4) 発達障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務</p> <p>2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。</p> <p>3 都道府県は、第1項に規定する業務を発達障害者支援センターに行わせ、又は自ら行うに当たっては、地域の実情を踏まえつつ、発達障害者及びその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援を受けられるよう適切な配慮をするものとする。</p> <p>○発達障害者支援法施行令 (平成17年政令第150号)</p> <p>(法第14条第1項の政令で定める法人)</p> <p>第2条 法第14条第1項の政令で定める法人は、発達障害者の福祉の増進を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、医療法人、社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第2条第2項に規定する特定非営利活動法人又は地方独立行政法人法 (平成15年法律第118号) 第2条第1項に規定する地方独立行政法人とする。</p>							